

# 令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

令和5年5月18日  
国立大学法人筑波大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

## 1. 令和4年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進した。

## 2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④建築物の設計に関する契約、⑤建築物の維持管理に関する契約、⑥建築物の改修に係る契約、⑦産業廃棄物の処理に係る契約、⑧その他環境配慮契約の推進に関する重要事項等調査に関して、以下のとおり契約がなされた。

### ① 電気の供給を受ける契約

令和4年度においては、電気の供給を受ける契約を6件契約し、6件とも環境配慮型契約方式を採用して契約した。

### ② 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

実績なし。

### ③ 船舶の調達に係る契約

実績なし。

④ 建築物の設計に関する契約

令和4年度においては、大規模な改修工事に係る設計業務契約を1件契約し、環境配慮型プロポーザル方式を採用して契約した。

⑤ 建築物の維持管理に関する契約

実績なし。

⑥ 建築物の改修に係る契約

令和4年度においては、契約の実績はなく、令和5年度以降に予定されている。

⑦ 産業廃棄物の処理に係る契約

令和4年度においては、産業廃棄物処理に係る契約を3件契約し、3件とも環境配慮型契約方式を採用して契約した。

⑧ その他環境配慮契約の推進に関する重要事項等調査

特に記載事項なし。